産前産後期間の国保税が減免されます

問市民課(市役所1階)☎88-8101

出産予定または出産した国民健康保険の被保険者の産前産後期間相当分の国民健康保険税について減免する制度が令和6年1月から始まりました。

対象期間

出産予定日または出産日が属する月（以下「出産予定月」）の前月から（多胎妊娠の場合は3か月前から）出産予定月の翌々月までの期間

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩をいいます。

対象者

国民健康保険の被保険者で、出産日が令和5年11月1日以降の方

※死産、流産、早産、人工妊娠中絶をされた方も対象になります。

対象保険税

1月以降の対象期間の所得割額と均等割額

届出について

出産予定日の6か月前から届け出が可能です。なお、郵送でも届出ができます。

届出先

市民課 市民税係

届出に必要なもの

◉予定日または出産日を確認することができる書類（母子健康手帳など）

◉単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類

◉死産等により届出を行う場合は、死産等の日および身分関係を明らかにすることができる書類

※対象者と子が別世帯の場合は、出産日および親子関係を明らかにする書類が必要

◉世帯主および対象者のマイナンバーがわかるもの

◉届出人の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）

◉別世帯の方が申請される場合は、世帯主からの委任状が必要

使って便利!! マイナンバーカードの新機能

問市民課(市役所1階)☎88-8101

暗証番号の設定不要！ 顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

マイナンバーカードをこれから申請する方はもちろん、既に持っている方も、顔認証マイナンバーカードへ設定切替ができます。

切替方法

マイナンバーカードをお持ちの方

市民課市民係の窓口で切り替えができます。

持ち物▼マイナンバーカード

※代理人による手続きの場合は、委任状、本人のマイナンバーカード、代理人の本人確認書類

これから申請する方

カードの交付時に設定切替ができます。

顔認証マイナンバーカードで利用できるサービス

◉健康保険証としての利用（事前に利用登録が必要です）

◉本人確認書類としての利用

顔認証マイナンバーカードで利用できないサービス（暗証番号の入力が必要）

◉マイナポータル

◉各種証明書のコンビニ交付

◉各種オンライン手続き

◉オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用 など

※暗証番号が必要なサービスはすべて利用できません

※顔認証マイナンバーカードに切り替えると利用できなくなるサービスがありますのでご注意ください

見直しましょう 薬との付き合い方

問市民課(市役所1階)☎88-8102

重複・多剤服薬にはご注意

薬の重複服薬（＊1）や多剤服薬（＊2）は、体への負担はもちろん、医療費の増加につながります。適正に服薬しているか、見直しましょう。

また、日頃からかかりつけ薬局を持ち、処方されている薬の情報を把握してもらいましょう。

＊1複数の医療機関にかかっている場合に、同じ効能の薬が重複して処方され、それを服用することです。体への負担が大きくなり、体の不調を招くことがあります

＊2単に服用する薬の数が多いことではなく、何種類もの薬を服用することにより、副作用を起こしたり、きちんと薬を飲めなくなったりしている状態をいいます

ジェネリック医薬品の利用

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が満了した後に、同様の有効成分・効能で作られ、新薬より低価格な医薬品です。患者の負担額の削減と医療費の抑制につながります。

※一部医薬品の供給不足が発生しています。ご希望の場合は、医師や薬剤師にご相談ください

「リフィル処方箋」の利用で通院負担を軽減

リフィル処方箋とは、症状が安定している患者について、医師の処方箋により、一定期間内で最大3回、医療機関にかからず薬局で処方薬を受け取ることができる制度です。

患者にとっては、通院負担を軽減できるメリットがあります。結果として、医療の効率化も期待されています。

※投与量の制限がある薬や湿布薬は対象外です。

「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

問市民課(市役所1階)☎88-8102

年金を受給している方へ

源泉徴収票について

令和5年中に老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた方に日本年金機構より送付されます。令和5年中に支払われた年金額と、年金から差し引かれた所得税額などをお知らせするものです。

確定申告の際に添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

源泉徴収票の送付時期

1月中旬～1月下旬に日本年金機構より順次発送

※障害年金や遺族年金は所得税の課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません

源泉徴収票の再交付

電話（0776-23-4518）

自動音声①→②で申請できます。

基礎年金番号が確認できるものをご用意のうえ、年金事務所へお問い合わせください。

※電話による再交付の場合は、送付まで2週間程度かかります。お急ぎの場合は、年金事務所の窓口でご相談ください

※市役所では再発行できません。ご了承ください

「ねんきんネット」で源泉徴収票の内容が確認できます

「ねんきんネット」の画面上から、源泉徴収票の内容の確認ができます。また、通知書の原本が必要な場合は、「ねんきんネット」から再交付申請をすることができます。

※「ねんきんネット」での源泉徴収票の内容の確認は12月28日から可能です

※再交付申請は令和6年1月4日から可能です

ねんきんネット
はこちら